

議案第 22 号

亀山市営住宅条例の一部改正について

亀山市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1の2の表中

平成24年 度	井田川駅 前住宅	井田川町591番地 1	中層耐 火4階	10
平成27年 度	野村団地 住宅	野村一丁目10番7 -101号、10番 7-202号、10 番7-203号、 10番7-205号 及び10番7- 303号	準耐火 3階	5

を

」

「

平成24年 度	井田川駅 前住宅	井田川町591番 地1	中層耐 火4階	10
------------	-------------	----------------	------------	----

に改める。

」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。